

電話サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この電話サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。</p> <p>ただし、<u>事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に係る電話サービスを除き、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</u></p> <p>(注) 本条のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この電話サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。</p> <p>ただし、別段の合意（事業法第19条第3項及び第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p> <p>(注) 本条のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>
	<p>附 則（令和8年5月19日企営第155500000948号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用 I P 通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。</p> <p>ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p> <p>なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」における音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各契約者に対して同一のものとします。</p> <p>(注) 本条のほか、当社は、音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用 I P 通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。</p> <p>ただし、別段の合意（事業法第19条第3項及び事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p> <p>なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」における音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各契約者に対して同一のものとします。</p> <p>(注) 本条のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>
	<p>附則（令和8年5月19日企管第155500000948号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正  
新旧対照

旧	新
<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年 法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定 に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを提供します。</p> <p>ただし、<u>事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に係る特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを除き、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</u></p> <p>(注) 本条のほか、当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年 法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定 に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスを提供します。</p> <p>ただし、別段の合意（事業法第19条第3項及び第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。</p> <p>(注) 本条のほか、当社は、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。</p>
	<p>附 則（令和8年5月19日企営第155500000948号） この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>